

鹿屋市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市印鑑条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「委任状又は代理権授与通知書等」を「代理人選任届（別記第1号様式）」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 2 条例第9条及び第16条第2項に規定する市長が適当と認める書類は、印鑑登録証明書公用交付申請書兼代理人選任届（別記第1号の2様式。以下「公用交付申請書」という。）とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（成年被後見人の印鑑登録等）

第5条の2 成年被後見人が条例第3条、第10条及び第11条に規定する申請又は届出を行う場合、成年被後見人及び成年後見人が窓口を持参しなければならない。

- 2 前項の成年後見人は、成年後見人であることを証する書類（発行をした日から起算して90日以内のものに限る。）及び第4条第1項各号のいずれかに該当する書類を提示しなければならない。

第8条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号中「別記第1号様式」を「別記第1号の3様式」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

（2）代理人選任届（別記第1号様式）

（3）公用交付申請書（別記第1号の2様式）

本則に次の1条を加える。

（印鑑登録証明書の公用請求）

第10条 国及び地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市長に対し、市が備える住民基本台帳に記録されている者に係る印鑑登録証明書の交付を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
 - （1）当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称
 - （2）申請をする責任者の所属及び氏名
 - （3）現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名

(4) 当該請求の対象とする者の住所、氏名及び生年月日

(5) 請求の根拠となる法令

(6) その他市長が必要と認める事項

3 公用で請求をする際は、公用交付申請書に、登録者本人が署名しなければならない。

4 申請者は、当該登録者の印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、公用交付申請書に、職員であることを証するものを添えて市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の申請があったときは、公用交付申請書及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、印鑑登録証明書を交付するものとする。

別記第1号様式を別記第1号の3様式に改め、附則の次に次の2様式を加える。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

代理人選任届

(すべて本人が書いてください。代理人の方が書くところはありません)

代理人	住所	鹿屋市	町	番地	号
	氏名				
	生年月日		年	月	日
委任事項	(該当する数字をすべて○で囲んでください) 1. 印鑑の登録申請 2. 印鑑登録の廃止届 3. 印鑑登録証の亡失届 4. 回答書の提出				
本人が 来庁できない 理由	※できるだけ詳しく書いてください (病名： 病院名：)				
私は上記の者を代理人に選任し、所定の権限を委任しましたのでお届けします。 令和 年 月 日 鹿屋市長殿					
本人	住所	鹿屋市	町	番地	登録印鑑
	氏名				
	生年月日		年	月	

※自署不能につき代筆
(本人が自署することができないときは、代理人以外の方が代筆をしてください)

代筆者	住所	鹿屋市	町	番地	号	本人の拇印
	氏名	印				

第1号の2様式（第4条関係）

印鑑登録証明書公用交付申請書兼代理人選任届

年 月 日

鹿屋市長 様

請求機関名

所属長氏名

印

担当者氏名

印

鹿屋市印鑑条例施行規則第10条の規定により、次のとおり印鑑登録証明書の交付を申請します。

1 請求の事由

- ☐ 土地収用法等に基づき公有財産を取得する場合
- ☐ 寄附申請に基づき公有財産を取得する場合
- ☐ 国土調査による修正登記を行う場合
- ☐ その他市長が必要と認めた場合

()

2 事業名称等

年 月 日

(代理人)

鹿屋市印鑑条例施行規則第10条の規定により、上記の者を私の代理人に選任し、次のとおり私の印鑑登録証明書交付申請及び受領について委任します。

住 所	鹿屋市		
氏 名		生年月日	年 月 日
印鑑登録番号		通 数	通

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。